

## 役員の報酬等に関する規程

### (総則)

第1条 この規程は、公益社団法人調理技術技能センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうちセンターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤役員に対する報酬は、総会において決定した別表の報酬総額を限度とし、理事会において決定した年俸額を月額払いとする。

- 2 非常勤役員に対しては、理事会出席等必要の都度別表の定額を謝金として支払うことができる。
- 3 役員に、別表に定める旅費交通費を支払うことができる。
- 4 役員に、賞与及び退職手当は、支給しない。
- 5 報酬等の支給に当たっては、職務執行後遅滞なく行うこととし、その金額は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用の支給)

第4条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、役員の請求により遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

### (公表)

第5条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 別表

### ・ 常勤役員

項 目	単 位	金 額
報酬	年俸（月額払い）	総額 8 百万円
旅費交通費	旅費規程に準じる	

### ・ 非常勤役員

項 目	単 位	金 額
謝金	1 回	1 0 , 0 0 0 円
旅費交通費	実 費	

\* 謝金の額は、法令で定められた税額を源泉徴収した後の金額である。

\* 旅費交通費は、センターからの距離が100キロメートルを超える場合に支給するものとする。また、宿泊を伴う場合は、旅費規程に定める宿泊費の範囲内で実費を支給するものとする。